

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

74本の個別通達廃止

Q: 廃止された通達があるそうですが、どのような通達が廃止されたのでしょうか。

A: 取扱いが定着してきた通達が廃止されました。

【解説】

国税庁は、通達への依存を縮減するために、まず第一弾の措置として個別通達74本を昨年11月26日付けで廃止しました。また、さらに、個別通達31本について、今年6月末を目途に逐次、基本通達に統合することになっています。

今回、通達が見直されることになったのは、中央省庁等改革基本法で「徴収における中立性及び公正性の確保を図るため、税制の簡素化を進め、通達への依存を縮減するとともに、必要な通達は国民に分かりやすい形で公表すること」と要請されたことによるものです。

廃止された通達は、具体的には、豪雪の場合における雪下ろし費用は雑損控除の対象となることを定めたもの、職員住宅用電灯電熱料金の一定以上の割引は給与とみなすことを定めたものなどです。

また、統廃合を行った上で、なお必要な個別通達は、利用者の検索性の向上を図るため、今年6月を目途にその内容に応じた通し番号のような検索コードを付し、分類を明確化し公表されます。

さらに、法令の解釈に関する通達を今後は「法令解釈通達」と改名する一方、内部の事務運営に関する通達は「事務運営指針」と改められます。

